

『施工計画・現場管理』

「施工計画書」

- ・ 工事前か工事後か →もちろん工事**着手前**
- ・ 誰が計画書を作成するのか
→**請負者**（受注者、工事施工者）
- ・ 誰に提出するのか
→**監理者**（技術的に合理的に判定できる能力を有する） 特に**品質計画**を承認する。
- ・ 一番最初につくる施工計画書は
→**総合**施工計画書
- ・ その次につくる施工計画書は
→**工種別**の施工計画書（工種によっては省略 OK）
- ・ 施工計画書には何を記載するのか
→仮設計画、安全・環境対策、工程計画、品質計画、養生計画、そして**施工要領書**も含む。
- ・ 施工計画書はどの現場においても使い回しできる汎用性があるものがよいのか
→ダメ。現場ごとに**当該現場に応じた**施工計画書でなければならない。
- ・ 施工計画書には資格を有する者を参画させなければならない。その**実務経験年数**は
→**3年**
- ・ 設計図書に**選ぶべき専門工事業者の候補**が記載されている場合は、その中から選定する。
候補者が記載されていない場合は、事前に**監理者**と協議し、**工事施工者**の責任で選定する。
- ・ 近隣の安全に対して行う仮設計画については、**受注者**の責任において定めた施工計画でよい。 →監理者は**承認の必要はなく**、ただ提出を受けるだけでよい。

「設計図書の優先順位」

1. 質問回答書および現場説明書
2. 特記仕様書
3. 設計図
4. 標準仕様書

「実施工程表」

- ・ 工期全体にわたる工事の実施について作成された実施工程表（全体工程表）は、大きな設計変更等があった場合には、速やかに訂正されなければならない。
変更された場合、当該部分の施工に**先立ち**、**監理者の承認**を受ける必要がある。
- ・ ネットワーク工程表において、トータルフロート（時間的余裕）が**最小**のパスを**クリティカルパス**といい、これを**重点管理**することが、工程管理上重要である。
- ・ **クリティカルパス**とは、ネットワーク工程表において、最も時間がかかり、時間的余裕（フロート）がない作業経路(パス)のことである。

「現場管理」

国または地方公共団体から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請契約の請負代金の額にかかわらず、**施工体制台帳**を作成して工事現場ごとに備え置く。

また、その写しを**発注者**に提出しなければならない。

常時 **50 人**以上→**統括安全衛生責任者**

常時 **100 人**以上→**統括安全衛生管理者**

「騒音規制法」

特定建設作業に伴って発生する騒音が、特性建設作業場所の**敷地境界線**において **85dB**を超えてはならない。

「建設業許可が必要な工事」

- ① 建築一式工事で木造住宅の場合は、工事1件の請負契約が **1500万円以上** で、かつ、延べ面積 **150平方メートル以上** の場合
- ② 建築一式工事で木造住宅以外の場合は、工事1件の請負契約が **1500万円以上** の場合
- ③ 建築一式工事以外の工事で、1件の請負契約が **500万円以上** の建設工事を施工する場合

「一般建設業と**特定建設業**の境目は・・・」

下請代金の額が1件または総額で **4,500万円以上**（許可を受けようとする建設業が建築工事である場合は、1件または総額で **7,000万円以上**）となる場合である。

つまり、上記金額以上の工事を行うときは、**特定建設業**の許可が必要となる。

建設業者は請け負った建設工事を施工するときは必ず「主任技術者」を置かなければならず、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の総額が **4,500万円以上**となる場合（特定建設業）は、主任技術者にかえて「**監理技術者**」を置かなければならない。（**4,500万円未満**の場合は、主任技術者で足りる）

つまり、「**特定建設業**」と「**監理技術者**」に関する金額は同じ。

上記の金額は**税込み**金額。

「一般建設業」

建設工事の発注者から直接工事を請け負う元請けとして営業する場合で、発注者から請け負った一件の工事の全部又は一部を下請けに出す際の**下請代金**が **4,500万円**（建築一式工事の場合は **7,000万円**）**未満**の場合。

下請けとしてだけ営業する場合。

「特定建設業」

建設工事の発注者から直接工事を請け負う元請けとして営業する場合で、発注者から請け負った一件の工事の全部又は一部を下請けに出す際の**下請代金**が **4,500万円**（建築一式工事の場合は **7,000万円**）**以上**の場合。

民間の**建築一式工事**を直接請け負った**特定建設業者**は、その工事を施工するために締結した**下請代金額**の総額が **7,000万円以上**になる場合には、全ての下請負業者を含む「**施工体制台帳**」を作成し、建設工事の目的物を引き渡すまで工事現場ごとに備え置かなければならない。

「建築一式工事」

建築一式工事は、29の工事業種のうち建築と土木の2業種しかない「一式」工事のこと。
建築一式工事は、総合的な企画、指導、調整のもとに行うので、元請けとして下請けに対して工事を発注する内容を意味する。

つまり、下請け業者として元請けから専門工事（管工事や内装仕上工事など、一式工事以外の27種の個別工事）を受注する業者は、建築一式の工事業種ではないことになる。

例えば、建築一式の許可を取得したとしても、内装仕上工事で500万円以上の工事を請け負うのであれば、専門工事としての内装仕上工事業の許可を取得しなければならない。

「専任にする必要があるのは・・・」

公共性のある所定の工事、または政令で定める多数の者が利用する重要な建設工事（令27条1項三号チェック！特にニ〜ツ）で、工事1件の請負代金の額が4,000万円以上（建築一式工事である場合は8,000万円以上）のとき、当該工事現場に置く主任技術者（または監理技術者）は、専任のものでなければならない。

※上記に規定する建設工事のうち、密接な関係のある2以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所（または近接した場所）で施工するものは、同一の専任の技術者でよい。

発注者から事務所の建築一式工事（請負代金額が8,000万円以上）を請け負った元請業者が当該工事を施工するために置く監理技術者については、当該工事現場に専任の監理技術者補佐を置いた場合は、当該工事現場のほかの工事現場の監理技術者を、原則2現場まで兼務することができる。

「主任技術者」になるためには

- ・指定学科を卒業し、実務経験が数年以上必要。
- ・二級建築施工管理技士、二級建築士など

「監理技術者」になるためには、下記の条件のほかに、監理技術者講習の受講が必須。

- ・指定学科を卒業し、実務経験が数年以上必要。
- ・一級建築施工管理技士、一級建築士など

「移動式クレーンの就業制限」

- 1t 未満 → 特別教育
- 1t 以上 5t 未満 → 技能講習修了
- 5t 以上 → 免許

「建築関係の各作業主任者の名称と作業内容」

- コンクリート造の工作物の解体作業主任者 → 高さ 5m 以上のとき

- 鉄骨の組立て等作業主任者 → 高さ 5m 以上のとき

- 木造建築物の組立て等作業主任者 → 軒の高さ 5m 以上のとき

- 足場の組立て等作業主任者 ※高さ等の規定なし

- 型枠支保工の組立て等作業主任者 ※高さ等の規定なし

- 土止め支保工作業主任者 ※深さ等の規定なし

- 地山の掘削作業主任者 → 掘削面の高さ（深さ）が 2m 以上のとき

- 石綿作業主任者 → 石綿添加 0.1%超えるとき

- ガス溶接作業主任者

- 高圧室内作業主任者

<ポイント>

- ・上には 5m、下には 2m
- ・鉄筋工事の配筋についての作業主任者の選任はない。

「その他」

- ・鋼製巻尺は、**JIS 1 級品**を使用する。
同じ精度の JIS 規格 1 級の鋼製巻尺を **2 本用意**し、工事着手前に**テープ合せ**を行い、そのうちの **1 本を基準の巻尺**として**保管**する。
- ・遣方の検査において、当該工事の**監理者は**、できる限り**工事施工者が行った方法と違う方法**で**確認**する。
- ・事業者は、**満 18 歳未満**の者を、**足場の組立、解体又は変更の業務**（地上又は床上における補助業務を除く）に**就かせてはならない**。
- ・工事の施工に当たり、文化財その他の**埋蔵物を発見**した場合は、直ちにその状況を**監理者に報告**する。
その後の措置については、監理者の指示に従う。
また、**埋蔵物の発見者としての権利**は、法律の定めるところにより、**発注者が保有**する。
- ・建築物の解体工事の事前調査において **PCB** を含有する**蛍光灯安定器**が発見された場合、その安定器は、建築物の**所有者の責任**において**保管・処分**するため、当該**所有者に引き渡す**こととなっている。
- ・海域以外の公共用水域において、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場、または事業場の排出水の**水素イオン濃度の許容限度は pH5.8 以上 8.6 以下**とする。

【バツ問例】

- ・総合図は、一般に、意匠、構造、設備などの分野別に作成された設計図書に基づき相互に関連する工事内容を一枚の図面に表したもので、コンクリート躯体図の作成後に工事施工者が作成する。
- ・遣方の検査において、当該工事の監理者は、墨出しの順序と同じ順序で確認するなど、できる限り工事施工者が行った方法と同じ方法で確認する。
- ・発注者から事務所の建築一式工事（請負代金額が 7,000 万円以上）を請け負った元請業者が当該工事を施工するために置く監理技術者については、当該工事現場に専任の監理技術者補佐を置いた場合であっても、当該工事現場のほかの工事現場の監理技術者を兼務することはできない。
- ・建築物内部の枠組足場の組立及び解体作業において、1 段目の枠組足場上の作業であったので、満 16 歳の者を従事させた。
- ・山留めの高さが 5m である山留め支保工の切ばりの取付けにおいて、「地山の掘削作業主任者」を選任した。
- ・元請として診療所併用住宅の建築一式工事を施工する特定建設業者は、診療所部分に相当する請負金額が 8,000 万円以上の場合、原則として、当該工事には専任の監理技術者を置かなくてよい。
- ・建築物の地下工事において、海域以外の公共用水域に排出する、建設工事により発生した 1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上であったので、水素イオン濃度を pH9.0 以下となるように管理した。